

## 法定外公共用財産境界確定申請書

令和 年 月 日

福知山市長 様

申請人 住所

又は

受任者 氏名

連絡先 電話（ ） —

私所有の土地と市所有法定外公共用財産の境界が不明なため境界確定されるよう関係書類を添えて申請します。

|          |  |
|----------|--|
| 法定外土地の所在 | 地先   |
| 法定外土地の種類 | 道路敷 水路敷 その他（ ）   |
| 申請の目的    | 分筆 地積更正 用途廃止 占用許可 建築確認<br>農地転用 その他（ ）  |
| 添付する関係書類 | 1 運転免許証の写し等、本人確認ができる書類（申請人に係るもの）<br>2 隣接所有者の調書（確定を要する法定外公共用財産に隣接する土地に係るもの）<br>3 付近見取図<br>4 現況実測平面図<br>5 法務局公図の写し（申請箇所に朱書きしたもの）<br>6 登記事項証明書（確定を要する法定外公共用財産に隣接する土地に係るもの、全部事項）<br>7 その他、地積測量図（確定を要する法定外公共用財産に隣接する土地に関するもの） |

※ 申請書の作成については、裏面をよくお読みください。

- 1 申請書には、申請地所有者の運転免許証の写し等本人確認ができる書類を添付してください。申請地所有者が代理人を指定するときには、「委任状」を添付し、委任を受けた者の本人確認ができる書類を添付してください。
- 2 付近見取図は、住宅地図、都市計画基本図等によることとし、申請箇所を朱色で表示してください。
- 3 提出いただく公図の写しは、登記所備付けの地図によることとし、関係するすべての地図を添付してください。なお、国土調査実施地域にあつては閉鎖前の旧公図を必ず添付してください。また、当該公図の写しのうち里道・水路等が判別できない個所については、必ず登記所備え付けの地図のとおり着色し調査者の記名押印をしてください。

境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲（A3以上）に謄写し、各筆所有者名、縮尺（表示されているもののみ）、方位、法務局名、調査年月日及び調査者の氏名を記入してください。

申請地が複数の町界に接する場合は、関係地の公図を添付し、合成公図を作成し、作成年月日と作者名の記名押印をしてください。
- 4 実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路、水路、境界標識、掘、家屋等の地形地物を明記してください。（縮尺は、1/250を標準とし、方位、土地の地番、所在地を記入のこと。）

なお、図面の大きさは原則としてA2とし、実測年月日、土地などに関する資格者の記名押印をしてください。
- 5 登記事項証明書は、原則として、発行後1か月以内のものに限ります。
- 6 申請地及び隣接地の登記名義人が死亡し相続登記の手続きがなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者の記名をしてください。また、住所変更のある場合は、それを証する書類を添付してください。
- 7 事前に公図、旧公図等を十分に調査し、福知山市長が管理する財産のうち、市道・準用河川であることを確認のうえ、申請してください。
- 8 提出された申請書は、時間の経過により申請内容の変更が考えられるため、申請から3か月を経過しても立会が実施されないもの、また、申請から1年を経過したものについては、原則取下げ書を提出してください。特別の理由がある場合は、その理由等を記載した上、延期申請を行ってください。